

広島県告示第五百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
オレンジ歯科クリニック	東広島市西条土与丸六一―一二一	平成二八年六月三〇日
みずの耳鼻咽喉科	廿日市市串戸四丁目一四―一四	平成二八年五月三一日